

施設での園芸品目の高温対策に取り組みたい

事業名	園芸産地高温対策事業															
分類	【気候変動】【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】															
事業要旨	近年の高温環境における施設園芸品目の安定生産技術を推進するため、ハウスの換気装置、遮光・遮熱資材、冷却技術の複数技術の導入を支援する。															
事業概要	〔事業主体（事業対象）〕 施設園芸経営体、 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農業者の組織する団体※ ※農業者の組織する団体は、受益農家戸数が3戸以上に限る。 〔事業内容〕 ①換気、②遮光・遮熱、③冷却の複数の高温対策技術の取組を支援 〔対象品目〕 園芸品目（施設野菜、施設花き） ※露地栽培（野菜、花き）の育苗ハウスも対象。ただし、高温環境下で育苗する品目に限る。 〔補助要件等〕 ・必ず複数の対策技術に取り組むこと（①換気＋②遮光・遮熱は必須とする）。 ・既に対策技術に取り組んでいる場合は、既存の資材や装置も対策技術とみなす。 ・施設で園芸品目を栽培していること。 ・県が定める「強靱化ハウス」の要件を満たすこと、又は施設園芸共済や民間の保険等に参加していること。 ・収量目標について、現状から向上かつ県が設定する収量基準を概ね満たすこと。 ・事業終了後も同一品目を栽培すること（導入する機械、装置等の耐用年数以上）。 〔対象経費〕 ①換気 ・外気導入器、肩部分換気装置、妻面換気装置、天窓換気装置 等 ※サイド（側窓）換気は対象経費としない。 ②遮光・遮熱 ・遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象経費としない。 ③冷却 ・ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン、屋根散水 等 ※設置に係る費用も含む。ただし、自力施工に係る費用は除く。 〔補助限度額・補助率〕 200万円（1経営体当たり）、1／3以内															
問合せ先	◆農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931 ◆最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 <table><tr><td>県北</td><td>0294-80-3303</td><td>県央</td><td>029-221-3034</td><td>鹿行</td><td>0291-33-4117</td></tr><tr><td>県南</td><td>029-822-7086</td><td>県西</td><td>0296-24-9174</td><td></td><td></td></tr></table>				県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117	県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174		
県北	0294-80-3303	県央	029-221-3034	鹿行	0291-33-4117											
県南	029-822-7086	県西	0296-24-9174													

○近年の高温環境による、施設園芸品目の収量及び品質低下を防ぐため、令和8年度に、**ハウスの高温対策資材の導入**を集中的に支援します。

事業実施主体 	施設園芸農家 認定農業者 認定新規就農者 農業法人 農業者の組織する団体（ただし、受益農家戸数が3戸以上に限る）
対象品目 	園芸品目（施設野菜、施設花き） 高温環境で育苗する露地野菜（野菜、花き）の育苗ハウスも対象
対象経費 ①と②の 取組は必須   	①換気 外気導入器、肩換気装置、妻面換気装置 等 ※サイド換気は対象外
	②遮光・遮熱 遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象外
	③冷却 ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置 等
主な補助要件 	・ 必ず複数の高温対策技術に取り組むこと ※①換気と②遮光・遮熱は必須とする ※既存の資材や装置も対策技術に取り組んでいるとみなす ・ 強靱化ハウス（風速36m/sに耐えうるハウス）又は施設園芸共済、民間保険等に参加していること ・ 成果目標として、現状より向上かつ県が定める収量目標を概ね達成すること ・ 導入施設で対象となる園芸品目を耕作していること
補助率 	1／3以内（最大200万円 1経営体当たり） ※団体申請の場合も各戸の補助上限は200万円とし、合算して申請する

○ 事業のスケジュール見込み

項目	第1回	第2回
要望調査	3/25～4/10	5月上旬～
事業計画承認申請・交付申請	4月下旬～7月上旬	6月上旬～
事業採択・交付決定、事業着手	5月下旬～7月中旬	7月上旬～

※残額が生じた場合は、第3回要望調査も実施

よくあるお問合せ

Q. ①換気と②遮光・遮熱に取り組まないと補助対象とならないのか。

A. はい。同一施設で、取り組むことが事業要件となります。

Q. 既存の装置でも対策に取り組んでいるとみなすのか。

A. はい。例えば、既に遮光ネットは所有している場合には、換気資材の購入費のみを補助対象として申請することができます。

Q. 露地野菜も対象となるのか。

A. 高温時期に育苗する露地野菜の育苗ハウスも対象とします。ただし、トンネル資材やべたがけ資材は対象外です。

Q. 個人でも申請できるのか。

A. はい。認定農業者又は認定新規就農者であれば、申請できます。該当しない場合は、団体での申請を検討ください。

Q. 設置に係る費用も対象となるのか。

A. はい。導入装置の設置に直接係る費用（施工費、附帯する電気工事）は対象とします。ただし、汎用性の高い電源引き込み工事や井戸の掘削等は対象外です。

Q. どのような資材が対象となるのか。

A. 高温対策に資する資材が対象となります。保温や暖房に係る資材は対象外です。ただし、遮光・遮熱の塗布剤は消耗品であるため、対象外とします。対象とする資材一覧については、一覧表として整理しており、一覧表にない資材についても対象となる可能性がありますので、下記問合せ先へご相談ください。

Q. 成果目標はあるのか。

A. はい。事業の取組によって、3年後までに、現状から単収もしくは品質を向上させ、県が定める単収を概ね達成することが要件となります。そのため、根拠書類として、直近3年程度の単収又は品質が分かる書類を提出いただく予定です。

Q. 要望調査を経ないと事業計画申請はできないのか。

A. はい。まずは、要望調査で書類を提出いただき、事前に内容を審査する必要があります。

Q. 今年の夏に間に合わない可能性があるが、問題ないか。

A. はい。導入施設の栽培状況や納期の問題で、今年の夏までに導入が難しい場合は、今年度導入し、次年度以降に効果を検証することも可能です。ただし、令和9年1月までに、資材購入の支払いを完了していただく必要があります。

その他、気になる点についてはお問い合わせください。

詳細は、県公式HP（右QRコード）に掲載しますので、ご確認ください。



★ 事業要望の際は、まずは下記までお問合せください

＜問合せ先＞

県庁 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL : 029-301-3931

各農林事務所 農業振興課

（県北）TEL : 0294-80-3303

（県央）TEL : 029-221-3034

（鹿行）TEL : 0291-33-4117

（県南）TEL : 029-822-7086

（県西）TEL : 0296-24-9174

＜書類の提出先＞

事業実施主体の所在する市町村

令和 8 年度園芸産地高温対策事業に係る補足説明

○ 団体申請の考え方について

- ・ 団体名及びその代表者氏名で申請すること。
- ・ 団体名で、規約、構成員名簿、組織名の入った通帳（口座）を有していること。
- ・ 団体に所属する農家のうち、3 戸以上が複数の高温対策技術に取り組む必要があり、取り組む農家分を申請書に記載する。なお、団体の構成員全員が高温対策に取り組む必要はなく、事業を活用したい人が 3 人以上いれば、団体で申請できる。
- ・ ただし、申請する方それぞれが①+②の技術に取り組む必要がある。
例) A 農家 ①のみ、 B 農家 ②のみ、C 農家 ①+② →対象外
A 農家 ①+②、 B 農家①+②、C 農家 ①+②+③ →対象
- ・ 団体申請の場合は、団体の構成員であれば、認定農業者でなくともかまわない。
- ・ 申請する人それぞれが全員同じ技術である必要はなく、A さんは換気と遮光、B さんは外気導入と遮熱とヒートポンプ、というように異なる技術でも認める。
- ・ 団体の場合は、申請手続きが部会名で実施していただくため、団体とその代表者名で、口座等を所有いただいていることが条件となります。
- ・ 団体で申請する場合、団体名で発注、購入、納品、支払いを実施することとなります。その場合、個人申請と同様に 3 者見積は必須とします。
注 1) 団体申請の場合、原則は、複数種類の資材を購入する場合であっても、原則はまとめて同じ販売店から購入し、支払いを実施すること。
注 2) ただし、購入資材の種類が農家ごとに異なり、まとめることが困難な場合には、農家ごとに別の資材店から購入することを認める。
 - ・ 農家がそれぞれ別の資材店から購入したい場合は、農家ごとに 3 者見積を取得してください。その場合、同じ資材を同一販売店から購入しているにも関わらず、農家ごとに金額が異なることがないように注意ください。
 - ・ 農家ごとに支払う場合、支出に関する書類（見積書、納品書、請求書、支払いが分かる書類）は、宛名が各農家、差出人は各資材店となる。その合計金額のうちの補助額について、団体名で県に請求してもらい、県から支払うこととなる。
- ・ 団体の場合の補助額ですが、上限は各戸 200 万円とする。

○ 補助対象の考え方について

※補助対象経費のみを記載した見積書を徴取いただけるよう、下記の補助対象の考え方をよく御確認ください。

※装置や資材の設置に必要な施工費は補助対象です。

取組 技術	技術	補助対象	補助対象外
全般	ー	・ 附帯する電気工事は補助対象 <u>技術導入に必要な電気工事（分電盤・メーターの設置費用、電力会社申請費用）についても補助対象</u> ・ 運搬費は補助対象 ・ 取付工事費、施工費は対象 ・ 新規装置の導入に伴う、既存装置の撤去費も補助対象 ・ 「諸経費」「事務諸経費」「予備費」「諸部材費」「現場諸経費」については、<u>内訳が分かるよう記載する、もしくは補助対象外経費（処分費）を含まないことを備考欄に記載</u>	・ 既存設備の処分費用は補助対象外 ・ ハウスの周辺土木工事は補助対象外
①換気	全般	・ 谷部分、天窓、肩部分、妻面の換気装置（巻き上げ機、制御盤）は補助対象 ・ 既存のパイプハウスの側窓の上に、肩換気装置を新たに取付ける場合、又は既存の側窓を拡張し、肩部分まで延長する場合も補助対象 ・ 換気装置の設置に付随して、<u>換気口やハウス屋根部</u>	・ サイド換気は、補助対象外であり、換気取組としても認めない ・ 換気装置の設置に伴う防虫ネットは補助対象外。防虫ネットの設置に係る費用も補助対象外

		<u>分の P0 フィルムを張り替える必要が生じた場合は P0 フィルムも部分的に補助対象</u> ・既存の換気装置の面積を拡大する場合も補助対象	
	循環扇、換気扇	・循環扇、換気扇は、農業用、園芸用のみ補助対象。 ・妻面換気、肩換気等の換気装置を取り付けた場合には、循環扇の設置も補助対象	・工業用、家庭用の循環扇は補助対象外
	肩換気	・肩換気は両側に取り付けること ・既存のビニペットレール等よりアーチに沿って、約 50cm は開放できること ・肩換気の場合は、循環扇の設置は必須ではない（取り付ける場合は補助対象） ・既存のハウスの側窓の上に、肩換気装置を新たに取り付ける場合、又は既存の側窓を拡張し、肩部分まで延長する場合も補助対象	
② 遮光・遮熱	全般	・カタログ等で遮熱性が確認できれば、遮熱資材として認める。 ・<u>原則、遮熱・遮光ネットやカーテンの遮光率は 50% 未満とする。</u>50%以上の遮光・遮熱ネット及びカーテンについては、常時展張せず、日射量に応じて活用することを条件に認める。	・用途が「保温」「日長調整」のみと記載されている資材については、補助対象外。

	遮熱フィルム	・遮熱フィルムの展張は、換気窓に設置しなくてもよい（換気時には、当該箇所は巻き上げていることが想定されるため）。	
	遮光・遮熱カーテン	・内部遮光用として、カーテン等を設置する費用（ワイヤークリップ、アーチパイプ）も補助対象	
③冷却	ヒートポンプ、エアコン 夜冷	・設置に必要な電気工事も補助対象	・冷却効果を高める「保冷シート」「断熱シート」「遮熱シート」は補助対象外